

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

公表日

令和3年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り、 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健(妊婦)ファイル 母子保健(乳幼児)ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の49の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第2の69の2の項、70の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第2の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、第30条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央五丁目179番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 嘉無木栄	健康増進課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町健康増進課 電話番号 048-720-5000	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000	事後	
令和2年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町健康増進課 電話番号 048-720-5000	郵便番号 362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央5丁目179番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000	事後	連絡先の住所変更
令和2年11月21日	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。	母子保健法の規定に則り、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収、子育て世代包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。	事後	法改正に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の制限	①別表第2における情報照会の根拠番号法第19条第7号及び別表第2の70の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条 ②別表第2における情報提供の根拠番号法第19条第7号及び別表第2の26の項、56の2の項、87の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、第30条、第44条	①別表第2における情報照会の根拠番号法第19条第7号及び別表第2の69の2の項、70の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条 ②別表第2における情報提供の根拠番号法第19条第7号及び別表第2の26の項、56の2の項、69の2の項、87の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、第30条、第44条	事後	法改正に伴う追記
令和3年9月1日	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正